平成２２年（フ）第２１３号
山口県下関市大字阿内1978番地１
債務者　阪本　武男
１　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
福岡県飯塚市潤野120番地27
債務者　大谷美佐人
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第９３号
福岡県嘉麻市平739番地１
債務者　塩崎　茂範
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第９８号
福岡県飯塚市平恒101番地９
債務者　小野千鶴子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２４９号
福岡県久留米市善導寺町与田426番地２
債務者　秋吉　葉子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５１号
福岡県久留米市津福今町435番地１　富岡アパート203号
債務者　楢原　紀子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２９８号
宮崎市霧島２丁目167番地、前住所宮崎市大工３丁目195番地
債務者　中村　喜雄
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９５号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目41番18号
債務者　北風　伸子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市郡元町８番３号
債務者　小野　隆雄
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目21番３―13号市住3013
債務者　中園　長實
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番57―31号
債務者　堂山　優美
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
鹿児島県鹿児島市中央町27番地17　岩元マンション301号
債務者　中野　武士
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目22番５号　西田アパート201号
債務者　田之上香代子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4149番地２市住1043号
債務者　水元　隆一
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目63番17―507号
債務者　伊藤　弘行
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
鹿児島県鹿児島市池之上町15番20号
債務者　田代　由美
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４９号
鹿児島県南さつま市加世田益山4413番地
債務者　西村　信高
１　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第９３号
鹿児島県鹿屋市新栄町31番１号　ローズハイム101号、旧住所長崎県佐世保市平瀬町18番地
債務者　池田　竜一
１　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係